

韓国 I P G

Information

発行：2011年7月

韓国 I P G 事務局 (JETRO ソウル事務所)

目次

< 韓国 I P G の活動 >

- 偽造商品の流通根絶キャンペーン 1頁
- 偽造商品誤認購入防止パンフレット製作・配布 2頁
- ラウンドテーブル開催 3～4頁
- SJC 建議事項(知的財産分野)の提出について 5頁
- 知的財産保護普及啓発 WEB コンテンツの紹介 5～6頁

< I P を知ろう。 >

- I P ニュース 7頁
- 「新・知財最前線は今」キャラクタービジネスと保護制度 8頁

韓国 I P G へのメンバー登録

http://renew.jetro-ipr.or.kr/info.asp?br_main=9

韓国 I P G は、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です

韓国 I P G 事務局

日本貿易振興機構 (JETRO)
ソウル事務所 知的財産チーム

電話/02-3210-0195

e-mail/jetroiprseoul@gmail.com

岩谷一臣 (イワタニ・カズオミ)
曹恩実 (チョウ・ウンシル)
趙乾東 (チョウ・ゴンドン)
池崎麻理絵 (イケザキ・マリエ)

韓国 I P G の活動

● ソウル明洞で「偽造商品流通根絶キャンペーン」開催 ～ ニセモノ商品の弊害を消費者に直接訴え ～



韓国特許庁は、韓国知識財産保護協会、韓国消費生活研究院と共同で、6月16日、ソウル及び全国15ヶ所で「偽造商品流通根絶キャンペーン」を開催しました。

本キャンペーンは、消費者団体の韓国消費生活研究院の主管で、韓国特許庁の後援行事のもと、偽造商品に対する消費者の認識を向上させるために、一般消費者と企業が共に参加する啓蒙型街頭キャンペーンとして実施されました。

韓国 I P G では、日本製品のニセモノを消費者が誤って購入することを予防するために、各企業の知財担当者のご協力を得て作成した「模倣品誤認購入予防パンフレット」を、韓国特許庁長官等と共に街頭で直接一般消費者に配布し、また、韓国特許庁産業財産保護チームの協力により、韓国知識財産保護協会を通じて同パンフレットを全国に3000部配布しました。

さらに、7月6日～8日、ソウルコエックスで開催される「本物ニセモノ比較展示会」(韓国関税庁主催)においても1000部配布しました。今後さらに配布先を拡大し、消費者の偽造商品に対する理解・関心を高められるよう積極的に取り組んで参ります。

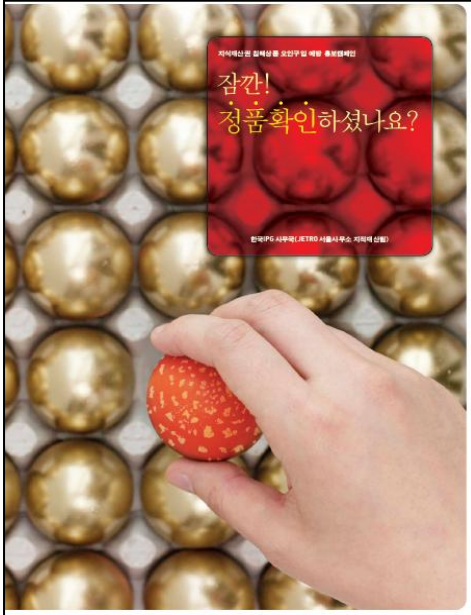
事務局より

梅雨が明け、本格的な夏を迎えましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。この度、韓国 I P G の発足・活動推進にご尽力された JETRO 知的財産チーム榎本吉孝副所長が帰任されました。今後は、後任として就任された岩谷一臣副所長が韓国 I P G を担当致します。どうぞ宜しくお願い致します。

「韓国 I P G ・Information」に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

ちょっと待って！ 本モノか確認しましたか？

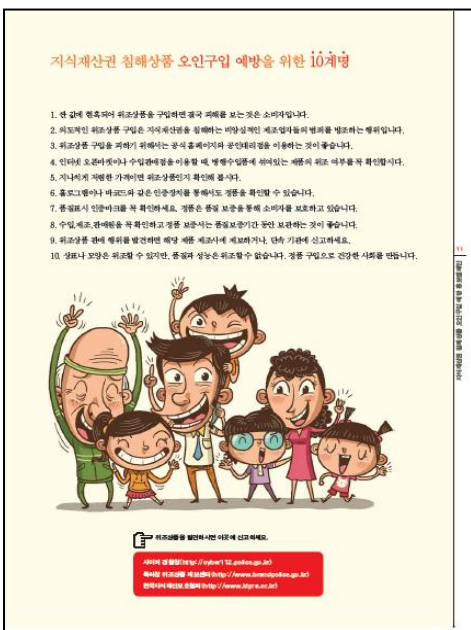
～ 韓国 IPG、偽造商品誤認購入予防パンフレットの製作・配布 ～



韓国 IPG では、消費者が生活用品の中のニセ物を間違えて購入して被害を被ったり、ニセモノ商品によって企業のイメージが損し、企業に経済的損失が生じることを防止するため、日系企業製品の偽造商品をあやまって購入しないよう啓蒙パンフレットを作成し、関係機関の協力を得て配布しています。

本パンフレットは、韓国 IPG インフォメーション 8 号を通じて案内し、日系企業 7 社（ポケモン 코리아、パンダイ 코리아、ヨネクス 코리아、サンリオ 코리아、キヤノン 코리아 コンシューマー イメージ、ゴールドウィン 코리아、ソニー 코리아）が参加し、皆様のご協力を得て韓国 IPG 事務局で作成しました。

パンフレットは、一般消費者をターゲットに、正規商品の優秀性や購入経路の注意点、その他、商品のイメージ、企業紹介などを掲載し、また、大人をはじめ、子供にも理解と関心を持ってもらえるよう、ストーリーテリング形式でイラストを挿入し、理解し易く、かつ興味を持てるようにしました。



今後、作成したパンフレットは、関係機関の協力を得て、各種キャンペーンやセミナー、小中高生を対象にした発明教室等に配布し、偽造品を誤って購入しないよう、韓国の一般消費者に向けて直接啓もうしていく予定です。

本パンフレットをご希望の方は、韓国 IPG 事務局にご連絡ください。また、JETRO ソウル知的財産チームのホームページからも入手可能です。
HP アドレス : <http://renew.jetro-ipr.or.kr>、連絡先 電話番号 : (82+2) 3210-0195

「部品素材分野における 韓国・知財戦略構築ラウンドテーブル」を開催



韓国IPGでは、6月14日に「部品素材分野における韓国・知財戦略構築ラウンドテーブル」を開催しました（主催：韓国IPG（SJC知的財産委員会、JETROソウル事務所）、後援：日本知的財産協会（JIPA））。部品素材分野を中心とした日系企業16社（日本から9社が参加）と、知的財産の専門家がソウル市内の会場に集まり、在韓日本大使館の宇山智哉・公使にも参席いただくなど総勢29名で、4時間にわたり活発な議論が行われました。

日本企業の競争力と、国策で対抗する韓国

韓国企業が世界で高いシェアを獲得したディスプレイや携帯電話などの製品には、技術力で優位にある日本企業の部品や素材が多く用いられていることから、韓国の対日貿易赤字は部品・素材分野での比重が大きく占めるに至っています。こうした現状を打開するため、韓国政府は、国策により競争力強化を図っています。

ラウンドテーブルに参加した日系企業から、韓国政府が「部品素材競争力向上のための総合対策」を講じていることや、韓国企業間で系列化・垂直提携が進んでいることが指摘され、韓国の専門家から、韓国政府が次世代の素材産業10分野の開発・育成を目的として構築した「ワールド・プレミア・マテリアルズ事業団」の現状について解説がなされました。この分野で韓国企業の技術開発力が台頭してきており、日本企業の強みであった完成品メーカーとの擦合せ型素材開発が韓国企業にシフトし始めていると、参加者から懸念の声が上がりました。



納入先の韓国企業への技術情報の流出



果敢な技術開発の成果を基に、今後も日本企業が優位性を維持していくための対策として、ラウンドテーブルでは、(1) 開発した技術情報の不本意な流出を防止する、(2) 特許出願は将来の紛争において容易かつ確実に権利行使ができる内容にする、(3) 韓国企業による模倣品（代替技術）の開発に対抗する「攻めの特許出願」も視野に入れる、といった点に議論が進んでいきました。

まず、技術情報の流出に関しては、部品素材の圧倒的な購買力をもつ韓国大手企業が、日系企業の営業担当や技術者に技術情報の開示を迫っている構図があることが問題提起されました。

- ① 納入先にサンプル提供する際に「秘密保持契約（NDA）」を締結してもらえない
 - ✧ 現地の営業はスピード優先。NDAを要求するとサンプル評価に応じてくれず困る
 - ✧ 日本企業側に片務のNDAを求められるケースもある

- ② NDAを締結してもサンプルを競合他社に横流しされる事があるようだが、その特定（立証）は難しい
- ③ 圧倒的な購買力を背景に、製品やサンプルの詳細データなど秘密情報の開示を要求される
- ④ 人材流出の問題があるが、実態の把握が困難

このような事態に対して、参加者から提案された対応策としては、▼NDAは締結してもらえないことを前提に、交渉の議事録を作成して相手方に送付する、▼サンプル提供までに特許出願をしておき議事録に「出願中」であることを明記する、▼現場の営業担当レベルではなく企業トップ同士で包括的に協議しておく。さらに、▼サンプルが横流しされることを前提に、例えば韓国で自社製品をどの程度アピールするか（サンプルを出すのか否か）など、技術流出した場合のリスクに応じて自社の商品や技術をランク付け（差別化）して戦略構築しておくことが提案され、▼情報の開示にあたっては、自社が重要と考える情報と相手が欲しがっている情報が違うことを認識すべきだという意見も出ました。

韓国の部品素材企業は、もはや「競合企業」

韓国の部品素材企業がキャッチアップ戦略により市場占有率を高めていることから、日本の競合会社に対するのと同等のレベルの対応が知的財産の観点からも必要だ、とされました。

韓国企業の特許動向を監視・分析し、これに対抗するため自社の特許権を的確に獲得し、相手企業との競合特許出願を阻止することが対策となります。ラウンドテーブルでは、▼紛争となった場合に自社の特許が無効であるとの反撃に備えて強い特許明細書を作成する点（サポート要件に関する日韓の違いに留意し、誤訳にも注意する）が議論され、さらに、▼デッドコピー品に対抗するためには広い権利範囲の特許よりも、狭くても特許無効の危険性が少ない強い特許を獲得した方がよいことなどが提案され、▼技術をノウハウとして秘匿する場合でも、例えば最終製品の分析で把握される技術は特許を獲得しておくなど、技術漏洩を視野に入れて特許出願戦略を構築すべきとの意見も出ました。

さらに進んで、韓国の技術レベルは中国に比較して高く、デッドコピーではない「模倣技術」の開発が可能なレベルであるとする指摘も出ました。そうした中で、日本の特許審査では特許登録されないであろう模倣レベルの技術まで韓国では特許となる例があることが参加企業から紹介され、こうした模倣技術について韓国企業が「自社技術」として韓国特許を取得してしまうと、日本企業が韓国国内で争うことの難しさもあり、ビジネス上の潜在的リスクとなってしまうとされました。対策として、韓国企業の特許開発を予測して、自社の特許網を構築しておく「攻めの特許出願」が必要だという提案が出されました。



ラウンドテーブルへの期待

間接侵害などの韓国の制度的な問題についても指摘があり、ラウンドテーブルにおいて引き続き、韓国と日本の特許審査の異同や韓国の判例動向なども踏まえて詳細に議論していきたいというのが多くの参加者の皆さまの感想でした。

日本の産業競争力の維持・強化を目的として、特定の産業分野の日本企業が集い、特定の国に対して抱えている知的財産の国際的課題に踏み込んで分析を行って、対策としての知財戦略を構築する、それが今回のラウンドテーブルの趣旨でした。日本政府に対しても、

具体的な課題については相手国政府に対して改善要請を行うことや、日本の産業界が取り組んでいる知財戦略の構築や知財力強化に向けた取組みについて支援を継続して欲しいとの要望が出されました。

最後になりましたが、今回のラウンドテーブルの開催にあたり、発表者として塩川信明様（ニッタ）、伊藤寛様（三井化学）、濱野廣明様（積水化学工業）、長谷川曉司様（長谷川知財戦略コンサルティング、元・三菱化学）、コーディネータとして駒井慎二様（住友大阪セメント）、専門家として長谷川曉司弁理士（前出）、杉村純子弁理士（プロメテ国際特許事務所）、趙貴章弁理士、朴普顯弁理士（金・張法律事務所）の皆さまに、開催当日はもとより、事前打合せ、資料作成など多大なるご協力を頂きました。また、日本知的財産協会様にもコーディネータの選定・派遣などでご協力を頂きました。あらためて感謝申し上げます。

● お知らせ

2011 年度建議事項(知的財産分野)の提出について

S J Cでは毎年、韓国政府および日本政府に対して事業環境の改善に向けた建議事項を提出し、問題解決に向けた対話・取り組みを行っており、今年も、建議事項のとりまとめを行います。

つきまして、知的財産分野に関し、改善要望、問題提起、意見等、幅広く要望をお聞きいたしたく、環境改善要望等がございましたら、以下の要領に沿ってアンケートをご提出下さい。

● 提出方法

以下のホームページからアンケートを入手し、必要事項を記載してご提出ください。なお、関連法令等不明な点は、わかる範囲で結構です。

- ・アンケート入手先； <http://www.jetro-ipr.or.kr/>
トップページ「お知らせ」よりリンクしております。）
- ・アンケート提出先； ジェトロソウル事務所知財チーム 岩谷一臣
e-mail Kazuomi_Iwatani@jetro.go.jp

● 締切り 9月30日(金)

● メール、電話等で建議内容の詳細確認等をさせていただく場合があります。

● いただいたアンケートの中から、SJC 知財委員会において整理、検討し、必要なものを建議事項として取りまとめますので、あらかじめご理解ください。

【参考資料】

昨年の SJC 建議事項及び韓国政府側回答が以下のホームページより入手できますので、ご参考にしてください。

SJC ホームページ <http://www.sjchp.co.kr/>

(トップページ → S J Cとは → S J C資料室、S J C建議事項の「3. 知的財産権分野」をご参照ください。)

● ご利用ください！

知的財産保護普及啓発 WEB コンテンツのご紹介

ジェトロでは、海外展開を予定している、あるいは既に海外展開している中小企業向けに、海外で発生している模倣品・海賊版の問題の実態とその対策について紹介するWEBコンテンツ(アニメーション形式：約15分)を制作し、5月よりジェトロ・ホームページで公開しています。

海外市場において、模倣品の流通・被害が現在最も深刻化している中国を例にとり、商標権に対するテーマで制作しました。商標権に関する諸問題の未然防止、また今後起こり得る問題を見据えて戦略を練る際のガイドとして是非ご活用ください。

- 詳細： <http://www.jetro.go.jp/theme/ip/animation/>
- タイトル：「海外ニセモノ対策入門編～中国における模倣品・商標先駆け登録問題対策～」
- 内容：

(1章) ニセモノ商品に注意！	(6章) 模倣品についての対策
(2章) ニセモノ商品事例紹介	(7章) 商標先駆け登録問題への対策
(3章) 商標権は先手必勝！	(8章) ジェトロの知的財産関連保護サービス
(4章) 商標権事例紹介	(9章) アンケート
(5章) 模倣品被害はこんなに怖い	

● <WEB コンテンツ視聴方法>

- ① 知的財産課のページ (<http://www.jetro.go.jp/theme/ip/animation/>) にアクセス
- ② 「今すぐ対策を確認する」をクリックしてスタート



- ③ 視聴(全体：約15分) ※視聴したい章のみを選択し、視聴することも可能。

● < 1 章 ニセモノ商品に要注意 >



● < 6 章 模倣品についての対策 >



★その他機能等

<操作ヘルプページ>



<外部リンク機能※>



※外部リンク機能として以下の5つを設定しています。

- ① ニセモノ写真館 (第2章 ニセモノ商品実例紹介)
- ② 模倣品対策マニュアル、判例事例集のページ(第6章 模倣品についての対策)
- ③ 侵害調査費用の助成(第6章)
- ④ 中国商標出願状況確認サイトと商標検索の日本語マニュアル(第6章)
- ⑤ ジェトロの知的財産保護サービス (第 8 章 ジェトロの知的財産関連保護サービス)



韓国IPニュース

● 知識財産基本法が韓国国会を通過 (5/1)

各省庁に分散している知的財産関連の政策を統合して知的財産を国家発展の新しいパラダイムとして育成する「知識財産基本法」が4月29日に国会の本会議を通過し、7月中旬に施行される。これに伴い、政府は今後、特許など各種の知的財産を総合的に扱いつつ、創出・保護・活用を推進するための中長期の政策目標と方向を提示する「国家知識財産基本計画」を樹立することになる。また19の部署に分散している知識財産政策の企画、総括、審議・調整などをコントロールできる国家知識財産委員会を設置することになる。このような組織と計画を通じて政府は、グローバル特許紛争などに対応できる体系を構築する一方、企業の知的財産経営はもちろん、知的財産紛争を迅速かつ専門的に解決することができるよう各種支援システムを用意する計画である。(注：本法は、7/20に施行されました。)

● 成果を挙げる韓国の知的財産権保護 (5/16)

米国貿易代表部(USTR)が発表した「2011 スペシャル 301 条報告書(2011 Special 301 Report)」によれば、韓国は、3年連続で知的財産権監視対象国から除外されたことが明らかになった。これまで韓国特許庁は、知的財産分野における先進5カ国特許庁(IP5)として知的財産権保護を国政課題に掲げ、偽造商品の取締り強化等、知的財産権の保護水準を高めるために尽力してきた。特に、昨年9月に発足した「商標権特別司法警察隊」は、商標権違反事件を強力に取り締まって、昨年一年間における偽造商品事件で60人を刑事立件し、偽造商品3万点余りを押収するなど、知的財産権の保護強化を積極的に推進している。

● 海外における特許紛争に対応可能な人材養成プログラムを実施 (5/18)

韓国特許庁は、中小企業の従業員の海外知的財産力を高めるために「2011年 海外知識財産戦略人材養成プログラム」を開発・運営する。最近、スマートフォンの特許技術をめぐり繰り広げられている三星とアップル間の特許訴訟などから、国内企業の海外特許紛争に対する対応能力を育成しなければならないという指摘が高まり、特許紛争に弱い中小企業の特許力を養成するためにこの教育プログラムが運営される。このプログラムは、中小企業の従業員を対象に、教育費の80%まで政府支援を受けられるため、米国などに海外輸出する中小企業や海外特許業務の需要がある中小企業にとって好機会となる。

● 弁理士情報を一目で、弁理士情報公開制度の導入 (5/24)

弁理士情報公開及び研修制度の導入を骨子とする弁理士法が5月24日に改正され、2011年11月24日から施行される予定である。弁理士情報が一般人に公開されれば、知的財産権に関する法律的な支援を必要とする消費者は、自分に適任の弁理士を容易に選択することができ、弁理士の情報獲得が難しい個人発明家や中小企業には多いに役立つと思われる。

● ダイワの偽ゴルフクラブの輸入業者をソウル税関が摘発 (6/24)

ソウル関税庁は、ダイワブランド「ZENIS」を模倣した女性用のゴルフクラブ968セットについて、中国から輸入・販売されたとして、商標法違反疑惑で書類送検したと発表した。税関庁によれば、模倣品を韓国に輸入した後、ダイワブランドの新モデルとして2008年末からインターネットで販売した疑いがあるとのこと。ブランドを偽造するだけでなく、自らニセモデルまで製作して販売したケースは、今回が初めてだと関税庁は説明している。

本件は、中国製の表示を消した上で正規商品のステッカーを「Made In China」表示の上に貼り付けて、日本産正規商品として販売した模様である。

また、正規品だと思い購入した消費者らは、これに対し損害賠償を請求する意向を明らかにしている模様である。

※ 詳細な記事、その他のニュースについては『韓国知的財産ニュース』をご覧ください。

URL : http://renew.jetro-ipr.or.kr/newsLetter_list.asp

キャラクタービジネスと保護制度

File No. 32

新しいキャラクターを開発して、このキャラクターを付けた各種商品を韓国で展開することを企画した。



模倣品が出回った場合への備えとして、デザイン権（日本の意匠権）や商標権などで自社の権利を確保しておきたいところである。しかし、キャラクター自体では、これらの権利は登録できない。つまり、デザイン保護法によれば、「デザイン」とは「物品」の形状や模様などであると定義されているので、物品つまり商品を特定しないと権利が取得できない…。キャラクタービジネスでは、将来的に展開する商品やサービスの範囲は未知数であり、その保護は実務的に難しくなる。

上の例でも、具体的な物品（例えば、衣類）にキャラクターを適用した形なら、デザイン登録を受けることができます。しかし、衣類として登録されたデザインは、他の物品（例えば、玩具）には権利が及びません。つまり、物品が違えば法律上は異なるデザインと見なされるのです。御社が、素敵なキャラクターを開発して、玩具、衣類、シューズ、カバン、傘、文房具、アクセサリなどに商品化するとき、デザイン保護法の保護を受けようとするなら、個別の商品ごとにデザイン登録をしなければなりません。デザイン登録の出願書類には、保護を受けたい物品の名称を記載する必要があります。単純なロゴや、グラフィックシンボル、キャラクター自体は「物品」と関連しないと判断され、登録を受けることができません。

また、登録デザインの権利は、同一・類似の物品、かつ同一・類似のデザインに限って及びます。現行法では、1つ1つの権利が弱く（保護範囲が狭い）、複数の権利を得るため、コスト高になってしまうのです。

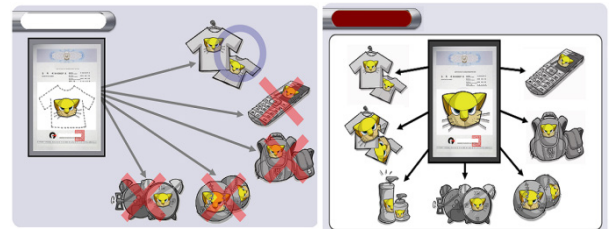
■ 最先端のデザイン保護制度の導入

こうした状況が、近い将来に大きく改善されます。韓国政府は既に、デザイン保護法の大幅な改正作業を進めていて、物品と関連させる現行の法制度から脱皮して物品との関連性を取り除き、デザインの保護範囲を拡大する方針です。

改正案によれば、単純なロゴや、グラフィックシンボル、キャラクター自体もデザインの保護対象となり、また、現行法では保護対象とされていない建築物のような不動産も、改正案では保護対象に含まれています。さらに、登録デザインの保護範囲も、一般需要者が同一または類似しているという印象を受けるすべてのデザインまで含めるとしています。物品と関係なく類似したデザインであれば権

利が及ぶという、新たなデザイン保護制度が提案されているのです。その他にも、デザイン権の権利期間が「出願日から20年」に延長されます（現行は「登録日から15年」）。

デザイン権の保護範囲の変化（韓国特許庁資料）



改正案は、ヨーロッパ共同体のデザイン保護体系を多く導入したものと評価されていますが、一方で、デザイン保護体系のパラダイムを変化させる革命的な改正であることから、デザインの類似の概念やデザイン権の権利範囲が、これまでの解釈とは全く異なってしまう、侵害訴訟などの実務に相当な混乱が起き、法的安定性が損なわれるとの懸念の声も聞かれます。

しかし、韓国政府は、デザイン環境の変化にともないデザインの保護範囲の拡大は不可避であり、デザインの保護範囲が拡大すれば紛争増加の可能性はあるが、権利者保護のためには不可避なことであるとして、改正を進めています。さらに政府は、「意匠の国際登録に関するヘーグ協定」への加入も進めており、この協定が発効すると、1つの国際デザイン出願書で、協定に加入した複数の国家でのデザイン保護を図ることができるようになります。なお、現行の韓国デザインの物品分類にはない単純なロゴ、グラフィックシンボル、キャラクターなどをデザインの対象に含めた「工業意匠の国際分類を設定するロカルノ協定」が、今年4月17日に韓国で発効しています。

デザイン保護法改正案は、今年下半期に国会審議され来年7月に施行の計画です。これまで、デザイン権の保護範囲が狭いため、魅力のあるキャラクターを開発してもデザイン登録を躊躇する傾向がありましたが、改正後にはキャラクターの商標登録だけでなくデザイン登録も積極的に行う必要があると思われます。

< 今回の解説者 >

特許法人信誠 崔宗植 弁理士

61年生まれ。95年第32回弁理士試験合格。

延世大学政治外交学科卒業。高麗大学法務大学院知的財産権法学科修士課程（法学修士）。韓国特許庁の意匠法改正委員及び意匠政策諮問委員を歴任。

99年から特許法人信誠 商標・意匠・著作権分野担当

（監修：日本貿易振興機構＝ジェトロ＝ソウル事務所

副所長 榎本吉孝

<< The Daily NNA 【韓国版】紙上で毎月第2水曜に連載 >>

